

「京・地域福祉推進指針 2014（本市地域福祉計画）」について

京都市では、「自治・協働により自立の実現を支援し、優しさのあふれるまちをつくる」を基本理念に掲げる「京・地域福祉推進指針 2014」を平成 26 年に策定しました。この指針では、「あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぐ」、「福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進める」の 2 つを、特に積極的に取り組むべき「重点目標」とし、その目標の実現に向けた 14 項目の「施策の柱」に基づき、地域福祉の推進に取り組んでいます。

京・地域福祉推進指針 2014

基本理念

自治・協働により自立の実現を支援し、優しさのあふれるまちをつくる

重点目標

重点目標 1

あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

重点目標 2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

施策の柱

体系 1

協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実

- ①住民の権利擁護の推進
- ②福祉事務所と区社会福祉協議会の連携強化
- ③支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化
- ④関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築
- ⑤コミュニティソーシャルワークの強化・推進

行政や公共的機関による支援の基盤づくり

体系 2

地域の絆づくりの推進

- ⑥地域における福祉のまちづくりへの取組支援
- ⑦地域福祉活動の担い手の育成支援
- ⑧地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり
- ⑨共同住宅に住まわれている世帯と地域の橋渡し
- ⑩京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

地域福祉活動への行政や公共的機関からの支援

体系 3

要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり

- ⑪福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保
- ⑫地域における見守り活動促進事業を通じた要配慮者情報の継続把握
- ⑬福祉的な視点からの防災・減災の取組の全学区実施支援
- ⑭区災害ボランティアセンターの支援

地域と行政や公共的機関との協働

「京・地域福祉推進指針2014」に係る主な関連施策の推進状況について

重点目標1 あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

体系1 協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実

施策の柱①：住民の権利擁護の推進

○ 京都市成年後見支援センターにおける取組

京都市成年後見支援センター（平成24年度設置）において、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部を実施。

・成年後見に関する相談件数

26年度：790人 27年度：974人 28年度：818人

29年度：673人（29年12月末現在）

・市民後見人養成件数（修了者数）

26年度：25人 27年度：（養成講座実施なし） 28年度：20人 29年度：16人

○ 日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分なため、福祉サービスを十分に利用できない方などに対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳・印鑑の預かり、郵便物の管理等を支援する制度（京都市社会福祉協議会が実施）。契約件数の増加に対応するため、各区社会福祉協議会に配置する専門員を増員し対応。

契約件数

	26年度	27年度	28年度	29年度
契約件数	718件	752件	802件	796件 (30年1月時点)
(専門員配置数)	24名	26名	28名	30名

施策の柱②：福祉事務所と区社会福祉協議会との連携強化

○ 福祉事務所と区社会福祉協議会との懇談会の開催

福祉事務所・区社会福祉協議会が互いに関連する事業分野について、事例報告や意見交換等を行い、効果的な支援に向けた連携のあり方を検討し、実践につなげている。

・平成26年度 「不良な生活環境を解消するための支援及び措置について」

「地域あんしん支援員設置事業の活動状況とその成果について」

「日常生活自立支援事業の状況について」

・平成27年度 「京都市における生活困窮者自立支援の取組について」

「チャレンジ就労体験事業の概況について」

「地域あんしん支援員設置事業の概況について」

事例検討：連携による効果的な支援事例

・平成28年度 「京都市における困窮者自立支援事業の実施状況について」

事例検討：連携による効果的な支援事例

- ・平成29年度 「京都市地域支え合い活動創出事業について」
「京都市におけるひきこもり支援の取組について」

施策の柱③：支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化

○ 一人暮らし高齢者の全戸訪問事業

高齢サポート（地域包括支援センター）の職員が、一人暮らし高齢者に対する訪問活動を実施。訪問時には、「地域における見守り活動促進事業」（後述）についても説明を行っている。

○ 認知症サポーターの養成

第5期に引き続き、「第6期京都市民長寿すこやかプラン（2015年度～2017年度）」においての目標数である認知症サポーター養成者数80,000人（平成29年度末）について、平成28年度中に前倒しで達成。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市数値目標についても上方修正し、「第7期京都市民長寿すこやかプラン（2018年度～2020年度）」では、認知症サポーター養成数を毎年度概ね13,000人とし、平成32年度末で144,000人の達成を目標とする。

○ 新たな体系化での地域ケア会議の推進

医療、介護、福祉がさらに緊密に連携し、地域の課題に対応していくため、平成27年度から新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設置し、地域ケア会議の全体構成を機能別、エリア別に再構築を図っている。

○ 高齢サポート（地域包括支援センター）の人員配置基準の一部見直し

- ・ 高齢サポート（地域包括支援センター）において、担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数に応じて、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する職員を配置。
- ・ 平成28年から、第1号被保険者の増加に対応するため、人員配置基準の一部見直しを実施。

○ 地域における見守り活動促進事業

- ・ 一定の条件に該当する要配慮者のうち、個人情報の提供に同意された方を記載する「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係団体等に提供・情報共有することにより、日常的な見守り体制の強化等を推進。
- ・ 平成28年3月には「地域における見守り活動促進事業活動事例集」を作成し、関係団体等へ配付。

○ ～地域で支える～すくすく子育て応援事業

赤ちゃんの誕生した家庭に主任児童委員等の地域の子育て応援者が訪問し、地域の子育て支援情報を提供。区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室をはじめとした行政機関と子育て応援者が密接に連携することにより、行政の持つ各種施策を活用しやすくし、虐待の未然防止・早期発見を図る。平成27年度に全区に実施を拡大。

○ 障害者地域生活支援センター（市内 15 箇所に設置）における取組

保健福祉センター・福祉サービス事業所等と連携しながら、福祉サービスについての情報提供・利用調整、障害者虐待への対応、権利擁護の取組を実施。

- ・ 平成 26 年度からすべての障害者地域生活支援センターにおいて、対象者を 3 障害及び難病患者等に拡大し、障害種別に関わりなく対応できるようにし、相談支援体制の強化を図っている。
- ・ 障害者虐待への対応の充実を図るため、権利擁護の普及啓発及び研修を実施。

○ 生活困窮者自立相談支援事業

平成 27 年度から、市役所（生活福祉課）に相談専門ダイヤルを設けるとともに、専任の相談支援員を 5 名配置し、相談を受け付けた後、相談者の自宅等の身近な場所まで訪問し、面談、行政手続の補助、就労支援等を行っている。

これまで（平成 29 年 12 月末時点）1,035 名の方から相談を受け、同意の得られた 427 名に対して、保健福祉センターに配置しているキャリアカウンセラー（専門的なカウンセリングによる就労意欲の喚起を行う）や求人開拓員（支援対象者の能力や希望に応じた求人の開拓等を行う）による就労支援や住居確保給付金（区社会福祉協議会が相談窓口）の活用等の支援を実施し、196 名が就労に至っている。

施策の柱④：関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築

○ 地域福祉フロンティア事業

「区地域福祉推進委員会」を中心に、住民・関係団体・行政の協働のもと、地域における課題の共有及び解決策の検討を行い、各地域の状況に応じた取組（シンポジウムの開催や福祉総合マップの充実）を実施。

施策の柱⑤：コミュニティソーシャルワークの強化・推進

○ 地域あんしん支援員設置事業

社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要にも関わらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を配置。

平成 26 年度の事業開始以降、地域あんしん支援員を段階的に増員し、平成 29 年度に計 12 名による全区配置が完了。

平成 30 年 1 月末時点で、138 世帯を支援し、うち 80 世帯において地域あんしん支援員の粘り強い寄り添い支援により、信頼関係を構築することで、福祉サービスの導入やごみの撤去をはじめとする生活改善を図ることができ、うち 51 世帯は世帯の抱える課題を解決し、関係機関や地域による支援や見守りに移行している。

【配置状況】

- 26 年度：3 名配置（中京区、下京区、伏見区醍醐支所管内）
- 27 年度：3 名配置（北区、山科区、西京区（洛西支所管内含む））
- 28 年度：3 名配置（上京区、左京区、右京区）
- 29 年度：3 名配置（東山区、南区、伏見区本所、深草支所管内）

【支援状況】

	平成28年度末	平成30年1月末
支援世帯数	90世帯	138世帯
うち生活改善が進んだ世帯	62世帯	80世帯
うち課題解決による支援終結	27世帯	51世帯

(※) 地域あんしん支援員の支援世帯138世帯のうち、29世帯については、「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の判定を受け、ごみ屋敷対策事務局と連携して対応。うち、16世帯はごみ堆積等の課題をはじめとする世帯の課題を解決し、地域あんしん支援員の支援終結に至っている。

○ 「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行

「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行（平成26年11月）により、不良な生活環境の解消に向け、各区役所・支所に設置された対策事務局が、地域・関係団体と連携し、対応に当たっている。

平成30年1月末時点で、清掃の実施等の具体的な支援につながった184世帯のうち、83世帯については自主的な清掃が行われ、それ以外の101世帯については延べ455回の清掃を行った。その結果、現在取組中である31世帯を除いた153世帯については不良な生活環境が解消された。

体系2 地域の絆づくりの推進

施策の柱⑥：地域における福祉のまちづくりへの取組支援

○ 高齢者の居場所づくり支援事業

- ・ ひとり暮らしの高齢者等が、地域から孤立したり、閉じこもることがないように、地域で取り組まれる高齢者の居場所づくりとして、「健康長寿サロン」への補助制度を設けている。

【健康長寿サロン（平成28年度までは高齢者の居場所）設置数】

26年度：236箇所 27年度：257箇所 28年度：260箇所
29年度：351箇所（平成30年1月末）

- ・ 平成29年度から、「高齢者の居場所」及び本市が設置していた「老人いこいの家」を、「高齢者の居場所」の取り組み内容を基本とした「健康長寿サロン」に統合した。
- ・ 平成31年度からは、同じく通いの場である「老人クラブハウス」を「健康長寿サロン」に統合し、身近な場所でのより多くの参加者や通いの場の拡大に努めていく。

○ 学区社協での活動支援

- ・ 「地域の絆づくり事業」

学区の社会福祉協議会が、地域での孤立防止の取組として、地域住民や関係団体との連携により実施。

【実施学区数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
見守り活動	158学区	170学区	177学区
居場所づくり活動	112学区	115学区	115学区
相談活動	85学区	95学区	92学区

- ・ 健康すこやか学級

高齢者の要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を目的に、学校の余裕教室等を利用し、地域のボランティアの協力を得て、筋力トレーニング等の介護予防に資する活動や、健康状態の確認、小学生との交流等のレクリエーション等を実施。

【実施学区数】平成26年度：211学区 → 平成28年度：215学区

○ 社会福祉施設の地域公益取組の推進

京都市社会福祉協議会が京都市社会福祉施設連絡協議会との連携により、関係団体（平成26年度：京都市老人福祉施設協議会，平成27年度：京都市保育園連盟）と協定を締結し、社会福祉施設による地域福祉活動の拠点として利用できる施設スペースや専門的なノウハウの提供等の促進に取り組んでいる。28年度は、福祉教育の事業である「ほほえみ交流活動支援事業」に京都市身体障害者福祉施設長協議会が地域公益取組として参画し、福祉ボランティアセンターと市内の身体障害者施設が連携し、施設見学や障害者スポーツ体験等のプログラムを追加する等、事業の充実を図っている。29年度においては、京都市社会福祉協議会と京都市社会福祉施設連絡協議会の主催による、社会福祉施設職員等を対象とした地域共生社会づくりに係るセミナーを実施。

【活動事例】

- ・高齢者施設がカフェスペースを地域の高齢者の居場所として提供→喫茶型サロンがスタート
- ・保育園が地域で実施されている子育てサロンに保育士を派遣し、絵本の読み聞かせやおもちゃ遊びのノウハウを提供する。

○ 子育てサロン等運営アドバイザー派遣事業

新たなアイデアやユニークな取組を行おうとする子育てサロン等に対してアドバイザーの派遣を行い、成功事例を集約・蓄積して、そのノウハウを周知・広報することにより、子育てサロン等の活動の活性化を支援（京都市社会福祉協議会で実施）。

< 29年度新規事業 >

○ 子どもの居場所づくり支援事業

民間団体等による「子どもの居場所づくり」の取組の更なる展開を図るため、子どもの居場所づくりに関する手引きの作成やアドバイザーを派遣、子どもの居場所づくりに新たにに取り組む場合に助成を行う。

【子どもの居場所づくりアドバイザー事業】

委託先：特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば

実施期間：平成29年7月31日～平成30年3月31日

委託内容：・子どもの居場所づくりアドバイザー事業の実施

- ・子どもの居場所づくり支援実施に係る「手引きの作成」
- ・研修会の実施

【子どもの居場所づくり支援事業補助金】

補助対象：食事の提供や学習支援など、「子どもの居場所づくり」に資する取組で、子どもや保護者の相談支援も併せて実施するもの 等

対象経費：備品購入費、施設改修費 等

補助率：2/3（上限10万円）

補助対象団体：15団体（平成29年度）

施策の柱⑦：地域福祉活動の担い手の育成支援

○ 京都市福祉ボランティアセンターによる取組

ボランティア・市民活動の一層の発展をはかるため、各区社会福祉協議会のボランティアセンターと連携しながら、市民参加の促進、ネットワークづくり、活動のための環境整備などの総合的な支援施策を展開。

- ・ ボランティア活動のための設備等の提供
- ・ ボランティア活動に関する情報収集及び提供
- ・ ボランティア活動に関する講座、研修等の実施
- ・ 福祉教育・ボランティア学習事業

< 青少年の福祉体験事業（ユースアクション） >

区社会福祉協議会が主体となり、夏休みを利用した青少年の福祉体験事業を実施。

< ほほえみ交流活動支援事業との連携 >（再掲）

障害者団体等が行う、小中学校や児童館での車いすや手話の体験等の交流学习や講演等の取組を広げていくため、市がこれを支援する「ほほえみ交流活動支援事業」を平成25年度から実施。平成28年度からは、福祉ボランティアセンターと市内の身体障害者施設が連携し、施設見学や障害者スポーツ体験等のプログラムを追加する等、本事業の充実を図った。

＜福祉教育事例集の作成＞

教育委員会と共働し、小・中学校教員向け「地域の住民や福祉施設とともに進める福祉教育事例集」を作成。福祉教育が効果的に提供される仕組みの充実の推進を目指し、学校が地域住民や地域の福祉施設とともに福祉教育に取り組んでいる実践事例等を紹介。

○ 高齢者支え合い担い手づくり事業

- ・ 平成29年4月から開始した「京都市介護予防・日常生活支援総合事業※¹」において新設された「支え合い型ヘルプサービス事業※²」の従事者を養成するための研修を実施（平成29年度は2日間の研修を6回開催）。

※1：介護予防の推進、多様な担い手の活躍、生活支援サービスの充実を目指し、訪問型サービス（ヘルプサービス）・通所型サービス（デイサービス）を含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室など行う「一般介護予防事業」に取り組んでいる。

※2：研修により一定の知識を習得した方等が家庭を訪問し、高齢者のニーズが高い掃除や買物代行等の生活援助（家事）を行うサービス。

- ・ 高齢者向けのボランティアを希望される方に対して基本的知識や実際に活動を始めするために役立つ情報を提供する「地域支え合い活動入門講座」を開催（平成28年度は全市で2回、平成29年度は各区単位で計24回（12月末）開催）。

○ 地域支え合い活動創出事業

多様な生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供する体制づくりを進めるため、平成28年度から「地域支え合い活動創出コーディネーター」を12名配置（各区単位及び統括）するとともに、「地域支え合い活動創出調整会議」を各区・支所単位で設置し、高齢者を支える生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいる。

＜29年度新規事業＞

○ 地域支え合いボランティア活動助成事業

在宅高齢者の「ちょっとした困りごと」に対して、地域の高齢者等が担い手として支援するボランティア活動に対し助成を行うことで、地域の支え合いによる活動を増やし、高齢者の在宅生活の安心確保につなげるとともに、活動する高齢者の生きがいをづくりや介護予防を図る。平成29年度は16団体に助成を行った。

施策の柱⑧：地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり

○ 各区ボランティアセンターによる取組

各区ボランティアセンターにおいてボランティアグループ連絡会を実施し、ボランティア活動に関する報告や意見交換を行い、情報を共有している。

○ 「地域支え合い活動創出コーディネーター」による居場所の運営者等の情報交換会（再掲）

高齢者の居場所等の類似のサービスを提供する団体間のネットワークを構築し、情報共有を促すことで、提供される生活支援サービスの質の底上げを図る。

施策の柱⑨：共同住宅に住まわれている世帯と地域との橋渡し

○ 「地域コミュニティサポートセンター」の開設・運営

「地域コミュニティサポートセンター」を地域自治推進室内に設置し、自治会・町内会の運営や地域の活性化についての相談を応じる（平成24年6月～）。

○ 新築共同住宅の地域との連絡調整担当者届出・開示制度の開始・運用

共同住宅を新築する建築主に、自治会加入の取扱いをどうするか等、マンション等の入居者と周辺住民の交流について、必要な連絡・調整を行う連絡調整担当者の届出を義務付け、学区自治連合会等からの請求に応じて開示を行っている（平成24年7月～）。

○ 「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」の創設・運用

交流イベントの開催や啓発チラシの作成など、地域が行う自治会加入促進等の取組に助成を行う。（平成24年7月～）

○ 分譲マンション管理組合向け啓発チラシの作成・配布

分譲マンションにおける自治会設立や加入促進を呼び掛けるチラシの作成と配布（平成25年9月～）。

○ 住宅関連団体との「京都市における自治会・町内会への加入促進に関する協定」の締結

新たなマンション入居者等に対し、住宅事業者から周辺の地域活動に関する情報の提供や自治会の加入啓発等を行うなどを内容とする協定を、住宅関連団体（4団体）と締結（平成29年3月）。

○ マンション管理組合向けアンケートの実施（平成28年10月～）

24年度から実施している自治会・町内会アンケートの内容をベースに、市内約1,700箇所あるマンション管理組合を対象としたアンケートを実施。今後、アンケートを集計し、マンションのコミュニティについて現状・課題を把握するとともに、マンションに必要な施策の検討を行っている。

施策の柱⑩：京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

○ 輝く学生応援プロジェクト

学生と地域との交流を図るため、地域で活動したいと思っている学生団体・サークルと、地域の行事に学生の参加を求める地域団体とをコーディネートする「むすぶネット（学生・地域連携ネットワーク）」を実施。

【マッチング件数】

26年度：38件、27年度：24件、28年度：22件、
29年度：26件（平成29年12月末時点）

○ 学まちコラボ事業（大学地域連携創造・支援事業）

大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、魅力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、大学・学生と地域が協働して取り組む事業を支援。平

成 29 年度から文化枠を新設して実施。

【採択事業件数】

平成 26 年度：16 件，平成 27 年度：14 件，平成 28 年度：18 件

平成 29 年度：20 件（うち文化枠 3 件）

○ 「学まち連携大学」促進事業

平成 28 年度から，地域連携の取組を大学の組織的な取組として定着させることを目指し，地域の住民組織や市民活動団体，地域企業，商店街等と連携した活動を通じて学生が学ぶ実践的な教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を支援。平成 28 年度は 6 大学を採択し，平成 29 年度は採択された 6 大学の各事業を継続して実施。

○ 「大学のまち京都 災害ボランティアに係るパートナーシップ宣言」

京都市社会福祉協議会と市内の 5 つの大学が，災害ボランティアの育成や派遣において協力する「大学のまち京都 災害ボランティアに係るパートナーシップ宣言」の表明を実施（平成 28 年 10 月）。当該パートナーシップ宣言に基づき，平時から各種講座やパートナーシップ会議の開催，防災訓練への参加などに取り組み，平成 29 年九州北部豪雨災害の際には，学生ボランティアの派遣を行った。

＜大学と地域との連携による取組事例＞

- ・ 地域フィールドワーク「小野郷へいこう」（佛教大学）

佛教大学と小野郷学区社会福祉協議会と小野郷地域まちづくり推進委員会等が協働し，少子高齢化に伴い地域の活力が低下していた小野郷学区の活性化に向けた取組を実施している。

- ・ 中川学区の暮らし再発見プロジェクト（大谷大学）

過疎化や少子化が進む中川学区の暮らしや風習，歴史を残すため，中川学区社会福祉協議会と連携し，地域の聞き取り調査等を実施している。

- ・ 北区学生×地域応援団

地域活動を行いたい学生と若い人に関わってもらいたいと思っている地域を北区内の 4 大学のボランティアセンターと北区社会福祉協議会・北区青少年活動センターが連携を図り，大学と地域をつなげる取組。28 年度において，若者まちづくりサポーター養成講座を実施するとともに，待鳳学区をモデルにフィールドワーク（健康すこやか学級への参加等）を実施。

重点目標2 福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

体系3 要配慮者を守る災害に強い福祉コミュニティづくり

施策の柱⑪：福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保

○ 福祉避難所の取組

- 避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする「福祉避難所」については、関係団体、社会福祉施設等による協力のもと、毎年度指定箇所を拡大しており、平成29年4月1日時点で272箇所を事前指定している。

（内訳）高齢者施設：183箇所、障害者施設：74箇所、妊産婦等施設：15箇所

- 設置・運営については、平成25年度から京都市総合防災訓練において、事前指定施設と連携した訓練を実施しているほか、移送対象者の選定や受入調整等に関する机上訓練を平成26年度から継続して実施している。また、平成29年度には福祉避難所事前指定施設職員を対象とした研修を実施している。

＜ガイドライン等の策定状況＞

- 運営ガイドラインの策定（平成25年3月）
- 移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定（平成27年2月）
- 福祉避難所備蓄計画の策定（平成28年2月）
- 運営ガイドラインの改定（平成29年3月）

＜妊産婦等福祉避難所の取組＞

- 市内9施設と事前指定に係る協定締結（平成27年3月）
- 運営ガイドライン（施設職員向け）の策定（平成27年3月）
- 対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定（平成27年12月）
- 更に市内6施設と協定締結、全区での事前指定施設の確保（平成28年度）

施策の柱⑫：地域における見守り活動促進事業を通じた要配慮者情報の継続把握

○ 地域における見守り活動促進事業（再掲）

- 一定の条件に該当する要配慮者のうち、個人情報提供に同意された方を記載する「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係団体等に提供・情報共有することにより、日常的な見守り体制の強化等を推進。
- 高齢サポート（地域包括支援センター）の職員が、一人暮らし高齢者に対する訪問活動と並行して、「地域における見守り活動促進事業」についても説明を行い、名簿への記載に関する同意取得を推進。必要に応じて民生委員も同行。
- 平成28年3月には「地域における見守り活動促進事業活動事例集」を作成し、関係団体等へ配付。事業を通じた名簿の活用による具体的な取組事例の紹介により、同意取得活動の推進を図った。

施策の柱⑬：福祉的視点からの防災・減災の取組の全学区実施支援

○ 避難所運営マニュアルの策定、運営訓練の実施

- ・ 避難所運営マニュアル策定済みの避難所（平成30年2月末現在、426箇所中421箇所）については、運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施と、訓練結果を受けた運営マニュアルの適宜見直しに取り組んでいる。また、新規で指定された避難所については、運営マニュアルの策定を進めている。

【運営マニュアルに基づく訓練実施済みの避難所数】

平成26年度：175箇所 → 平成29年度：260箇所（平成29年12月末現在）

- ・ 避難行動要支援者への情報伝達の充実

緊急速報メールの受信機能がある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して、本市独自の多メディア一斉送信システムを活用し、固定電話やファックスで、避難情報等を緊急速報メールと同様にタイムリーに配信する。

施策の柱⑭：区災害ボランティアセンターの運営体制の支援

○ 区災害ボランティアセンターの取組

- ・ 各区の総合防災訓練と連携して、区災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施。市災害ボランティアセンターからも訓練現場への支援を行うとともに、無線通信訓練により、市災害ボランティアセンター（ひと・まち交流館内）と区災害ボランティアセンター（訓練現場）との連携確認も実施。

- ・ 学区社協役員等の地域住民、学生ボランティア等の参画による支援ニーズの聞き取りやボランティアの受け入れ等の訓練、災害ボランティアセンターの活動周知を実施。

【延べ参加者数（11行政区合計）】

平成26年度：延べ998名参加 平成27年度：延べ800名参加、
平成28年度：延べ1,113名参加

- ・ 市・区災害ボランティアセンター関係者の合同研修会の開催により、災害ボランティアセンターの運営・連携体制や訓練等に係る意見交換等を実施。平成28年度は「熊本地震を教訓とした備えと市民周知の工夫」をテーマに設定。

平成29年度は「近年の災害支援を取り巻く状況と支援のあり方」をテーマとした講義を中心に開催。

重点目標 1

あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぐ

＜体系1＞協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実

- 日常生活自立支援事業の契約件数の増加，専門員の増員
- 保健福祉センター・区社会福祉協議会の連携強化
- 認知症サポーターの増加
- 新たな体系化での地域ケア会議の推進
- 高齢サポート（地域包括支援センター）の人員配置基準の一部見直し
- 地域における見守り活動促進事業活動事例集の作成
- ～地域で支える～すくすく子育て応援事業の全区実施
- 障害者地域生活支援センターの相談支援体制の強化
- 生活困窮者自立支援事業の開始

＜体系2＞地域の絆づくりの推進

- 高齢者の居場所（健康長寿サロン）の設置数の増加
- 学区社協による見守り活動，居場所づくり，相談事業の充実
- 子どもの居場所づくり支援事業の開始
- 高齢者支え合い担い手づくり事業，地域支え合い活動創出事業による新たな担い手の育成
- 住宅関連団体との「自治会・町内会への加入促進に関する協定」の締結
- 「学まちコラボ事業」「学まち連携大学」促進事業による地域と大学の連携による取組の充実

重点目標 2

要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり

＜体系3＞要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり

- 福祉避難所の指定箇所の拡大
- 福祉避難所指定施設の訓練の実施
- 妊産婦等福祉避難所の設置
- 避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施箇所数の増加

- 地域住民，福祉関係機関，行政の連携による生活課題に対応する取組の充実

- 地域あんしん支援員の全市展開及び生活困窮者自立支援事業の開始等の行政や公共的機関によるセーフティネットの充実

- 高齢者の居場所の増加・学区社協の活動の充実・子どもの居場所づくり事業の開始等による地域におけるつながりの増加
- 高齢者支え合い活動創出事業等による新たな担い手の創出
- 地域コミュニティ活性化に向けた取組等による地域づくりの充実
- 大学との連携等による地域づくりの普及啓発及び担い手の育成

- 福祉避難所運営ガイドライン等の計画の策定による平常時からの防災・減災に関する活動の推進

- 福祉避難所の指定箇所数の拡大及び福祉避難所指定施設の訓練の実施による，要配慮者の安全を確保する支援体制の整備